

2023年10月3日

各位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 有田 浩之
問合せ先 法務部 坂井 瑛美
(TEL. 03-6703-7940)

上場ETFの約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とする下記ファンドにつきまして、下記の通り約款変更を行うことを、本日決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の対象となるファンド名称（銘柄コード）

i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF（為替ヘッジあり）	(1482)
i シェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF（為替ヘッジあり）	(1496)
i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF（為替ヘッジあり）	(1497)
i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF	(1656)
i シェアーズ・コア 日本国債 ETF	(2561)
i シェアーズ 米国債 1-3 年 ETF	(2620)
i シェアーズ 米国債 20 年超 ETF（為替ヘッジあり）	(2621)
i シェアーズ 米ドル建て新興国債券 ETF（為替ヘッジあり）	(2622)
i シェアーズ 米国政府系機関ジニーメイ MBS ETF（為替ヘッジあり）	(2649)
i シェアーズ 気候リスク調整世界国債 ETF（除く日本・為替ヘッジあり）	(2853)
i シェアーズ 米国債 3-7 年 ETF（為替ヘッジあり）	(2856)
i シェアーズ ドイツ国債 ETF（為替ヘッジあり）	(2857)

2. 変更の内容

- ・成長投資枠NISAに適合するよう、投資制限を変更します。
- ・約款整備をします。（1496、1497のみ）

当該約款変更の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。

3. 約款変更と書面決議の手続き等

当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

4. 変更の日程

約款の届出日 2023年10月11日

約款変更日 2023年10月12日

別紙 約款 新旧対照表

追加型証券投資信託	i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF (為替ヘッジあり)
追加型証券投資信託	i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF
追加型証券投資信託	i シェアーズ・コア 日本国債 ETF
追加型証券投資信託	i シェアーズ 米国債 1-3 年 ETF
追加型証券投資信託	i シェアーズ 米国債 20 年超 ETF (為替ヘッジあり)
追加型証券投資信託	i シェアーズ 米ドル建て新興国債券 ETF (為替ヘッジあり)
追加型証券投資信託	i シェアーズ 米国政府系機関ジニーメイ MBS ETF (為替ヘッジあり)
追加型証券投資信託	i シェアーズ 気候リスク調整世界国債 ETF (除く日本・為替ヘッジあり)
追加型証券投資信託	i シェアーズ 米国債 3-7 年 ETF (為替ヘッジあり)
追加型証券投資信託	i シェアーズ ドイツ国債 ETF (為替ヘッジあり)

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
2. 運用方法	2. 運用方法
(3) 投資制限	(3) 投資制限
①～⑤ (省略)	①～⑤ (省略)
⑥ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)を行いません。	(新設)
<u>I 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的</u>	
<u>II 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的</u>	
<u>III 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的</u>	

追加型証券投資信託	i シェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF (為替ヘッジあり)
追加型証券投資信託	i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF (為替ヘッジあり)

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
2. 運用方法	2. 運用方法
(3) 投資制限	(3) 投資制限
①～⑤ (省略)	①～⑤ (省略)
⑥ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)を行いません。	(新設)
<u>I 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的</u>	
<u>II 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的</u>	
<u>III 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的</u>	
[信託契約に関する監督官庁の命令] 第56条 (省略)	[信託契約に関する監督官庁の命令] 第56条 (省略)

<p>② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、<u>第60条</u>の規定に従います。</p>	<p>② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、<u>第62条</u>の規定に従います。</p>
---	---

以上